

第12号発議案

拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年7月11日

提出者 総務文教委員長 榆井辰雄

新潟県議会議長 中野 洸 様

拉致事件の早期解決を求める意見書

拉致事件の完全解決へ向けた安倍総理の強い意欲を受け、これまで停滞してきた状況を打破し拉致問題の終結に向けて動き出しており、日本と北朝鮮は今年3月、北京で公式の政府間協議を約1年4か月ぶりに再開させ、拉致被害者はもちろんのこと拉致された可能性が否定できない特定失踪者についても安否確認を求めた。また、7月1日には、日朝外務省局長級協議を開催し、北朝鮮から日本人拉致被害者らの全面的な再調査を実施する「特別調査委員会」の組織や責任者等の説明を受けた。これを受け、政府は7月4日に、特別調査委員会が設置されたことから独自経済措置を一部解除することを閣議決定したところである。

高齢化する拉致被害者の家族の方々の、「これが最後の機会だと思う。ぜひ、成果を上げてほしい。」との切実な声を聞いた時に、一刻も早い解決を願うものである。しかしながら、北朝鮮は、人道的な観点からこのたびの再調査合意に至ったのではなく、自国経済立て直しのためであることは、過去に同様の合意を覆した事実からも明らかであり、また、日朝外務省局長級協議の開催が控えていた段階にもかかわらず、日本海に向けて弾道ミサイルの発射を行うなど、不可解な行動をとっている。

よって国会並びに政府におかれては、北朝鮮の再調査の実施状況等を常に監視し、北朝鮮の言動に惑わされることなく、拉致被害者全員の帰国と特定失踪者の安否確認を完全に終えるという強い意思で臨み、一日も早い拉致被害者の帰国を実現するよう強く要望する。併せて、北朝鮮への対応については、アメリカや韓国との関係にも十分配慮するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月11日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
外務大臣	岸 田 文 雄 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
拉致問題担当大臣	古 屋 圭 司 様

第13号発議案

拉致被害者等の支援の拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年7月11日

提出者 総務文教委員長 榆井辰雄

新潟県議会議長 中野 洸 様

拉致被害者等の支援の拡充を求める意見書

北朝鮮による拉致被害者等の支援のため、議員立法により「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が制定され、帰国した拉致被害者らの自立促進のための給付金等の支援が行われているところである。同法に基づく給付金等の支給については、平成22年に5年間延長され今日に至っているところであるが、平成27年3月末日で期限を迎えることとなっている。

このたび、安倍総理の強い決意の下で、北朝鮮と日本人拉致被害者らの全面的な再調査実施で合意し、拉致被害者及び特定失踪者の安否確認並びに全員帰国に向けた協議が進んでおり、今後、新たに帰国する拉致被害者らが想定されるところである。

拉致被害者らの置かれている状況はそれぞれ異なることから、それぞれの状況に応じた支援が必要とされている。

よって国会並びに政府におかれては、帰国した拉致被害者らの自立に向けた支援継続のため、給付金等の支給を継続するとともに、帰国した拉致被害者らの具体的状況やニーズに応じて支援を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月11日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
外務大臣	岸 田 文 雄 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
拉致問題担当大臣	古 屋 圭 司 様

第14号発議案

造血幹細胞移植の支援の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。
平成26年7月11日

提出者 厚生環境委員長 小林 一大

新潟県議会議長 中野 洸 様

造血幹細胞移植の支援の充実を求める意見書

骨髄バンク事業及びさい帯血バンク事業は、白血病などの血液疾患の治療として造血幹細胞移植を促進するため、ドナーの善意で骨髄等を提供いただくことで成り立っており、移植を成功させるためには、ドナーをいかに早く見つけられるかがポイントとなる。

現在、骨髄バンク事業において、骨髄バンクを介してドナーを検索した場合、移植を希望する患者の約9割にドナーが見つかるものの、実際の移植に至るのは約6割に留まっているところである。ドナーが見つかったにもかかわらず実際の移植に至らない事由として、コーディネーターが中止されるドナーの健康上の理由以外では、職場の理解が得られないこと等を起因とする「都合つかず」を理由とするドナーが多い。このため、官公庁や大手企業等で既に導入されている骨髄バンクドナーに対する特別休暇制度を普及させることで、ドナー登録時や骨髄等提供時の精神的負担軽減を図るべきである。併せて、骨髄等の移植率をさらに向上させるためには、現時点で明確となっていない、ドナーが骨髄等の提供に至らない理由や必要な支援を把握・分析する必要がある。

また、さい帯血バンク事業は、ドナーの身体に負担がかからず、採取されたさい帯血はあらかじめ凍結保存されることから、ドナーを探す必要がなく早期の移植が可能である。一方、採取には厳密な基準があり、人材や設備等に多くの経費が必要であるため、採取できる医療機関が非常に少なく、地域的な偏在も大きいという課題を有している。

よって国会並びに政府におかれては、造血幹細胞移植の支援の充実が図られるよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 骨髄バンク事業における移植率向上のため、「骨髄ドナー休暇制度」に対する理解の促進に取り組む、普及啓発を図ること。
- 2 ドナーが骨髄等の提供に至らない理由や必要な支援を把握・分析した上で、総合的な移植率向上施策を推進すること。
- 3 さい帯血バンク事業の充実を図るため、地域的な偏在を有する採取施設を拡充するための支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月11日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
厚生労働大臣	田 村 憲 久 様

第15号発議案

「手話言語法」制定を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年7月11日

提出者 厚生環境委員長 小林 一大

新潟県議会議長 中野 洸 様

「手話言語法」制定を求める意見書

手話は、聴覚障害者にとって健常者の音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に受け継がれてきた。

聾学校では、読唇と発声訓練を中心とする口話法と、物の名前や抽象的な概念などを手指の動きと表情等を使って視覚的に表現する手話法の二つの主要な教育方式があったが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において口話法の優位性が宣言された。それを受け、口話法が主流となり、聾学校での手話の使用が事実上禁止され、教育の場で、さらには、社会においても手話を使うことで偏見を持たれ、差別を受けてきた歴史がある。

しかしながら、手話は、聾学校内においても教師の見ていないところで先輩から後輩へ伝承されてきたとも言われており、その後、平成18年には国連総会で採択された障害者権利条約に手話が言語である旨明記されるとともに、我が国においても平成23年に手話を言語と規定した改正障害者基本法が成立しているところである。さらに、外国においては、手話が公用語として認められている国や、手話を使用する権利を憲法で保障する国があるなど、手話を言語として認める動きが世界的に広がっている。

よって国会並びに政府におかれては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、聴覚障害のある子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、環境を整え、手話を言語として普及し、研究することができるよう法整備を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月11日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
文部科学大臣	下 村 博 文 様
厚生労働大臣	田 村 憲 久 様

第16号発議案

地域の実情に配慮した農業改革を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年7月11日

提出者	岩村良一	皆川雄二	高橋直揮
	矢野吉秀	富樫一	佐藤純
	早川吉秀		
賛成者	笠原義宗	宮崎悦男	青柳正司
	坂田光子	小小島一	佐藤卓甚
	榆井林隆	小西金三	桜井野孝
	小斎藤正	帆小川和	渡村身松
	柄野正峯	東志修	三富佳一
	石井野伊佐夫	星野猛	青木太一郎
	片野野義	小島義徳	若月久
			佐藤久雄

新潟県議会議長 中野 洸 様

地域の実情に配慮した農業改革を求める意見書

世界的な食料不足が懸念される中で、我が国では米の消費量の減少や米価の下落が進んでおり、人口減少による更なる消費の減少が見込まれている。このような中、昨年末まとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」は、40年以上続いた米の生産調整を見直し、農業の本来あるべき姿を取り戻すべく打ち出された戦後最大の農政改革であり、農業が成長し雇用が生まれることにより地域の活性化が図られ、新たな農業の確立がなされることが期待されている。また、我が国の農産物は、安全・安心でおいしく、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、ブランド力の活用による海外需要の拡大も期待されており、大規模化・集約化による生産性の向上により、成長産業への大きな可能性を秘めているところである。

このたび閣議決定された「規制改革実施計画」においては、攻めの農林水産業の展開がうたわれ、農業委員会、農業生産法人及び農業協同組合の在り方を一体的に見直すことで、生産現場である地域において、自主性の発揮とスピード感のある農業経営を可能とすることが示されている。しかしながら、政府の規制改革会議における農業改革の議論においては、農業は植物や家畜という生き物を相手とするマニュアル化できない面を有しており、また、適地適産の言葉のとおり、地域それぞれに条件が異なるにもかかわらず、経済効率の観点からのみの議論が目立ち、生産現場の農家や農業関係者は大きな不安を抱いている。

よって国会並びに政府におかれては、農業協同組合等の関係団体が果たしてきた役割を踏まえ、生産現場に混乱を招かないよう関係団体をはじめ生産者や地域住民などの意見を十分に聞きながら慎重に審議を重ね、中山間地域等の条件不利地域の実情にも配慮した農業改革を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月11日

新潟県議会議長 中野 洸

